

高松市美術館キャッシュレス決済導入事業公募型プロポーザル
質問及び回答

【参加申込について】

| 質問 | | 回答 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 業務実績書について、他自治体の許可が得られていない場合、『K県T市』などでの表記でも問題ないでしょうか。 (契約金額、履行期間など許可が出ない場合は掲載不可?) | できるだけ具体的な市町名や契約内容を知りたいので、許可を得られた自治体の実績を優先的にご記入ください。ですが、実績として記入したいケースで当該自治体の許可が得られないものがあれば、アルファベット表記でも構いません。 |
| ② | 業務実績書について、履行期間は現在進行中(終了期間が未来)のもので問題ないでしょうか。 | 現在進行中のもので、問題ありません。 |
| ③ | 業務実績書について、構成事業者全て、高松市への業者登録は必要でしょうか。 | 企画提案の時点では不要です。実際の契約に至った際には必要になる場合があります。 |
| ④ | 参加申込書は、代表事業者のみ提出でしょうか?それとも構成事業者全て提出でしょうか? | 代表事業者のみの提出となります。 |
| ⑤ | 会社概要書は、構成事業者全て提出でしょうか。 | 指定代理納付者となる事業者と、リース機器の支払先となる事業者については、必ず会社概要書の提出をお願いします。 |
| ⑥ | 未納がないことの証明書は、構成事業者全て提出でしょうか。 | 指定代理納付者となる事業者と、リース機器の支払先となる事業者については、必ず提出をお願いします。 |

【企画提案について】

| 質問 | | 回答 |
|----|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ① | リース期間はTOTALで何か月を見込まれているでしょうか。 | 48か月から60か月の間になるのではと想定していますが、物品の耐用年数等を考慮のうえ、できるだけ安価となるご提案をいただければと思います。 |
| ② | ①の質問に付随しますが、TOTALのリース期間を契約締結する意思確認のための覚書を交わすことは可能でしょうか。 | 覚書を交わすことは通常ありませんが、複数年度の契約期間でご提案いただいた場合、採用を決定した際には、長期継続契約 |

| | | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| | か。(本件、単年度契約であると認識しております。) | を交わすこととなります。 |
| ③ | プレゼンテーションについて、参加人数が3名以内となっていますが、1名程度の追加は難しいでしょうか。 | 1名程度の追加であれば、可能です。 |
| ④ | 通信費について、POSのインターネット通信は高松市（高松市美術館）準備のWiFi接続との認識で問題ないでしょうか。 | WiFi接続を想定しています。 |
| ⑤ | (4)企画提案書の書式等ですが、15ページ以内とは片面15ページと解釈してよろしいでしょうか？また、表紙や裏表紙を除いた15ページでよろしいでしょうか？ | 片面15ページ以内です。表紙や裏表紙は15ページに含まなくても構いません。また、パワーポイント画面のような資料であれば、読み辛くない程度で集約印刷しても構いません。 |
| ⑥ | 企画提案書の5部提出ですが、ホチキス止め、又はファイルに挟んで提出など、作成方法の指定がありますでしょうか？ | 作成方法の指定はありません。 |
| ⑦ | (令和3年9月16日更新) プレゼンテーションについて、現地訪問者以外に、オンライン接続などでの追加要員は可能でしょうか？ | 現地訪問者が増えるのであれば、可能です。 |
| ⑧ | (令和3年9月16日更新) ・『実施要領7-(3)企画提案書の内容等』 (ア～オ)の内容に沿って提案書を作成という認識でよろしいでしょうか。 | (ア～オ)の内容が読み取れるような提案書の作成をお願いします。 (記載の順序は、下記のとおり、仕様書の順序に沿ってください。) |
| ⑨ | (令和3年9月16日更新) ・『実施要領7-(4)企画提案書の書式等』 オに記されている『記載事項の順序は、仕様書(別添1)に記載の項目の順序としてください。また、記載事項の順序及び記載事項の変更等を行わないでください。』は、別添1仕様書の【1.納入場所～11.その他】の順序の事でしょうか。 | 別添1仕様書の【1.納入場所～11.その他】の順序に沿って、提案書の作成をお願いします。 |

